

鳥取県告示第 867 号

昭和 47 年鳥取県告示第 258 号（宅地建物取引業者名簿閲覧所の設置について）の一部を次のように改正し、平成 18 年 12 月 8 日から施行する。

平成 18 年 12 月 8 日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第5条の2第1項の規定に基づき、宅地建物取引業者名簿閲覧所を設けたので、同条第2項の規定により、当該閲覧所の場所を次のとおり告示する。 鳥取市東町一丁目 <u>220</u> 鳥取県生活環境部住宅政策課内	宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第5条の2第1項の規定に基づき、宅地建物取引業者名簿閲覧所を設けたので、 <u>同規則</u> 同条第2項の規定により、当該閲覧所の場所を次のとおり告示する。 鳥取市東町一丁目 <u>271</u> 鳥取県生活環境部住宅政策課内